

## 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第8回議事要旨

- 1 日 時 平成19年3月26日（月）18:00～19:50
- 2 場 所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、  
長谷部構成員、舟田構成員、村上構成員  
有富総務審議官、森総合通信基盤局長、寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、  
佐藤情報通信政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

## 4 議事要旨

## (1) プラットフォーム関係の課題

「第8回研究会資料～プラットフォーム関係～」（資料2）及び「プラットフォーム関係・論点（案）」（資料4）について事務局から説明した。その後、「経済法から見たICTプラットフォームの意義と検討課題」（資料3）と題して、公正競争の視点からICTプラットフォームに対してどういう位置付けがあり得るか、知的財産権や放送などについて事例を交えつつ、名古屋大学大学院林秀弥助教授から説明を受け、質疑応答を行った。その概要は以下のとおり。

- 電子商取引などのサービスポータル、検索システムなどのアクセスポータルについて市場閉鎖が生じる可能性に関する質問に対し「プラットフォームすべてについて、基本的に市場閉鎖は関係。」と回答。
- プラットフォームについて、国際競争力などとの関係でその重要性を議論されることもあるが、経済法的にはどう評価されるかとの質問に対し、「公正競争の観点で議論しており、国際競争力や公共的な観点は捨象。しかし、その観点はプラットフォーム規律においては非常に重要な考慮要因。」と回答。
- 我が国で通信・放送の融合が進んだ場合、公正競争の観点でどのような問題の発生が考えられるかとの質問に対し、「通信分野でドミナントである企業が放送に参入し、公正競争が担保されないと、（放送分野の）ライバル企業が市場から追いやられる可能性。同様にレバレッジという観点が重要。」と回答。

## (2) フリーディスカッション

林助教授も参加し、フリーディスカッションを行った。議論の結果、「情報の自由な流通やイノベーションの推進等を確保する視点からのボトルネック性の排除」「利用者保護の観点からの普及性の確保」という2つのアプローチから引き続き検討を進めることとされた。なお、フリーディスカッションにおける主な意見は以下のとおり。

- 市場において、公平な取扱いが行われ、力の濫用が行われないようにすることが、通信・放送法制の制度的な課題としてあるのではないか。
- 寡占的であるか、市場支配力があるかどうかとは別に、電子商店街のように取引の媒介してもらう必要がある、あるいはセキュリティ機能のようにそれがないと消費者に不測の損害を与えるおそれがあるプラットフォームについて、何らかの規制が必要ではないか。

- 地上放送については、視聴者と直接取引行為はないが、コンテンツ制作者と視聴者の間に立って市場を支配してきており、ボトルネックではないか。米国では、タイムワナーへの対応など、伝統的に放送事業者についても競争阻害的であればそれを解放するという発想がある。
- 通信・放送分野のプラットフォームについては、卸だけではなく、エンドユーザとの関係を含めて、競争阻害的な行為が行われているか、あるいは、それがどういう意味を持つかを議論しなければいけないのではないか。
- ユビキタスネット社会の進展や情報の自由な流通など公共的社会的観点はクリティカルに重要であり、そこも含めて融合した形で公正競争と公共的な観点のバランスを図るべきではないか。
- 国際競争力の視点からは、プラットフォームは事業戦略の問題。制度が事前的に生み出したプラットフォーム性と、競争で事後的に形成されるプラットフォーム性を峻別し、後者について規制をかけることは、世界を席卷するプラットフォームがまだない日本の現状を考えると適切ではないのではないか。自然独占的なものや制度による独占性・寡占性から生じるものは規律すべきだが、プラットフォーム的であることだけで規制するのは、イノベーションを制約するのではないか。
- 事後的に寡占的になるプラットフォームでも、反競争的行為や消費者保護の視点からの問題行為に対しては規律する必要があるのではないか。また、垂直統合性が高まったときに、事前的に寡占的、独占的である下位レイヤーが上位レイヤーに及ぼす影響についてはきちんと規律していくべきではないか。
- ネットワーク外部性が強く働いてもイノベーションによって対抗可能であれば、非常に公益的な理由がない限り、規制することは慎重であるべきではないか。イノベーションの速度をどのように評価（予想）するかが重要であるが、これを事前に正しく評価（予想）することは非常に難しく、規制する場合は「事後規制」を基本とすべきではないか。
- 通信・放送の融合において、レイヤーの斜めや横にサービスが拡大しているところにボトルネック性やプラットフォームの閉鎖性が出てくる場合（例えば、トリプルプレイサービス）にどうするかが重要な問題ではないか。
- プラットフォームについては、消費者保護の観点からは、事前的なチェックはせざるを得ないのではないか。
- 通信・放送の融合の中で、情報通信法的な側面から考えれば、通信・放送分野は、競争法ですべてを律することは難しく、情報の自由な流通、利用者保護という側面も踏まえて規律を考える必要があるのではないか。
- プラットフォームはソフトウェアキテクチャそのもので、人為的に定義されるものであり、流動的に、かつ、急速に発展するものである。規制の対象となるプラットフォームの実体を定義すること自体が難しいのではないか。

(3) 次回会合

平成19年4月16日(月)17:00より開催。議題は、「伝送インフラ関係の課題」。

以上